

下水道法

(昭和 33 年法律第 79 号) (令和 4 年法律第 68 号による改正) (令和 7 年 6 月 1 日施行)

e-Gov(法) : https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=333AC0000000079_20250601_504AC0000000068

e-Gov(施行令) : <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=334C00000000147> (令和 4 年政令第 248 号による改正)

e-Gov(施行規則) : <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=342M50004000037> (令和 4 年国土交通省令第 62 号による改正)

国土交通省 HP: https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000470.html

この法律では、いわゆる「事業者」に義務を課す条項はありません。地方公共団体が下水道を設置した場合、建築物や土地所有者に接続を義務づけ、一日最大50m³以上の排水や基準値以上の有害物質を含む水を排水する者に対して「使用開始届」届出を義務づけています。さらに、法で定められた施設等(特定施設)を設置する者に対して義務が課せられます。すなわち、設置届、変更届、測定、測定記録の保存などの義務が課せられます。表では、設置届の条項のみを引用しています。その他の条項は「印刷産業のための環境関連法規集(2022年版)」を参照してください。また、届出の必要性はチェック用エクセルで確認してください。基準値超過の場合は、無過失責任が課せられます。

この法律では、「下水を排除するために設けられる排水管」や「下水を排除して公共下水道を使用しようとする者」のように用語として「排除」が使用されています。「下水」は、汚水(生活若しくは事業に起因し、若しくは付随する廃水)と雨水の総称として定義されています。

条項	条文	種類
第 1 条	(この法律の目的) この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。	目的
第 10 条第 1 項	(排水設備の設置等) 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の 土地の所有者、使用者又は占有者 は、遅滞なく、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠きよその他の排水施設(以下「排水設備」という。)を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令 ^{解釈上の注釈 1} で定める場合においては、この限りでない。 一 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者 二 建築物の敷地でない土地(次号に規定する土地を除く。)にあつては、当該土地の所有者 三 道路(道路法(昭和 27 年法律第 180 号)による道路をいう。)その他の公共施設(建築物を除く。)の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者 (解釈上の注釈 1) 施行令第 7 条。「鉱山保安法(昭和 24 年法律第 70 号)第 8 条第 1 号の規定により坑水及び廃水の処理に伴う鉱害の防止のため必要な措置を講じなければならない場合」と規定。	義務 (土地の所有者、使用者又は占有者) (罰則無し)
第 11 条の 2 第 1 項	(使用の開始等の届出) 継続して政令 ^{解釈上の注釈 2} で定める量又は水質の下水を排除して 公共下水道を使用しようとする者 は、国土交通省令 ^{解釈上の注釈 3} で定めるところにより、あらかじめ、当該下水の量又は水質及び使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。その	義務 (罰則無し)

	届出に係る下水の量又は水質を変更しようとするときも、同様とする。 (解釈上の注釈 2) 施行令第 8 条の 2 で、定める量は「最も多量の汚水を排除する一日における当該汚水の量 50m ³ 以上」と定めている。定める水質は、「印刷産業における環境関連法規集(2022 年版)」の p52 表Ⅱ-1-40、p54 表Ⅱ-1-42 および表Ⅱ-1-43 の水質である。 (解釈上の注釈 3) 施行規則第 6 条第 1 項。施行規則別記様式第 4 による届出書と規定。	
第 11 条の 2 第 2 項	継続して下水を排除して公共下水道を使用しようとする水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)第 2 条第 2 項に規定する 特定施設 ^{解釈上の注釈 4} 又はダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)第 12 条第 1 項第 6 号に規定する水質基準対象施設 ^{解釈上の注釈 4} (以下単に「特定施設」という。)の 設置者 は、前項の規定により届出をする場合を除き、国土交通省令 ^{解釈上の注釈 5} で定めるところにより、あらかじめ、使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。 (解釈上の注釈 4) 印刷産業に関連する施設は、「印刷産業における環境関連法規集(2022 年版)」の p53 表Ⅱ-1-41 に記載。 (解釈上の注釈 5) 施行規則第 6 条第 2 項。施行規則別記様式第 5 による届出書と規定。	義務 (20 万円以下の罰金)
第 12 条第 1 項	(除害施設の設置等) 公共下水道管理者 ^{解釈上の注釈 6} は、著しく公共下水道若しくは流域下水道の施設の機能を妨げ、又は公共下水道若しくは流域下水道の施設を損傷するおそれのある下水を 継続して排除して公共下水道を使用する者 に対し、政令 ^{解釈上の注釈 7} で定める基準に従い、条例で、下水による障害を除去するために必要な施設(以下「除害施設」という。)を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。 (解釈上の注釈 6) 「公共下水道管理者」は法第 4 条第 1 項で「公共下水道を管理する者」と定義され、通常は市町村であり、2 以上の市町村で設置した場合は都道府県でもあり得る。 「公共下水道」は、法第 2 条第 3 号で定義されているが、引用は省略。 (解釈上の注釈 7) 施行令第 9 条。温度 45℃以上、水素イオン濃度が水素指数 5 以下又は 9 以上、ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量) 5mg/L 超、同(動植物油脂類含有量) 30mg/L 超、沃素消費量 230mg/L 以上と規定。	権限付与 (公共下水道管理者)
第 12 条の 2 第 1 項	(特定事業場からの下水の排除の制限) 特定施設 ^{解釈上の注釈 8} (政令 ^{解釈上の注釈 9} で定めるものを除く。第 12 条の 12、第 18 条の 2 及び第 39 条の 2 を除き、以下同じ。)を設置する工場又は事業場(以下「特定事業場」という。)から下水を排除して 公共下水道 (終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下この条、次条、第 12 条の 5、第 12 条の 9、第 12 条の 11 第 1 項及び第 37 条の 2 において同じ。) を使用する者は、政令 ^{解釈上の注釈 10} で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において政令 ^{解釈上の注釈 11} で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。 (解釈上の注釈 8) 印刷産業に関連する施設は、「印刷産業における環境関連法規集(2022 年版)」の p53 表Ⅱ-1-41 に記載。 (解釈上の注釈 9) 令第 9 条の 2。「水質汚濁防止法施行令 別表第 1 第 66 号の 3 に掲げる施設」と規定され、具体的には「旅館業のちゅう房施設、洗濯施設、入浴施設」。 (解釈上の注釈 10) 令第 9 条の 3 で規定。通常は適用されないと考えて良い。 (解釈上の注釈 11) 令第 9 条の 4 で規定。具体的には、「印刷産業における環境関連法規集(2022 年版)」の p54 表Ⅱ-1-42 に記載。	義務 (特定施設を設置した工場又は事業場から公共下水道を使用する者) (6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金)
第 12 条の 3 第 1 項	(特定施設の設置等の届出) 工場又は事業場から 継続して下水を排除して公共下水道を使用する者は、当該工場又は事業場に特定施設を設置しようとするときは、国土交通省令 ^{解釈上の注釈 12} で定めるところにより、次の各号 ^{解釈上の注釈 13} に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。 (解釈上の注釈 12) 施行規則第 8 条第 2 項。施行規則別記様式第 6 による届出書と規定。	義務 (特定施設を設置した工場又は事業場から公共下水道を使用する者)

	(解釈上の注釈 13) 引用省略	(3 月以下の拘禁刑又は 20 万円以下の罰金)
第 12 条の 11 第 1 項	(除害施設の設置等) 公共下水道管理者は、継続して次に掲げる下水(第 12 条の 2 第 1 項又は第五項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を排除して公共下水道を使用する者に対し、条例で、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。	権限付与 (公共下水道管理者)